

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年12月21日（金）第3479号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
  - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
  - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
  - 介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
  - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
  - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
  - 道路の区域の変更（3件）（道路維持課取扱い） 4
  - 道路の供用の開始（3件）（道路維持課取扱い） 4
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 6
- 正 誤**
- 鹿児島県公報第3472号（平成30年11月27日付け）の一部訂正（高齢者生き生き推進課取扱い） 6

## 告 示

## 鹿児島県告示第1125号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
阿久根市鶴川内字大六6660番3, 6660番5, 6661番10, 6661番17, 6661番29, 6662番14, 6663番7, 6663番10, 6663番18
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
曾於薬剤師会薬局	曾於市大隅町月野893番地1	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
オガワ薬局	鹿屋市新川町132-1	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療
寿調剤薬局	鹿屋市寿二丁目1番17号	平成30年 12月1日	育成医療・更 生医療

### 鹿児島県告示第1127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種類
名 称	所 在 地	名称又は氏名	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
みつば薬局	霧島市隼人町姫 城三丁目174- 1	高島 新一			平成30年 10月31日	居宅療養 管理指導
小松の里訪問介 護事業所	志布志市有明町 野井倉2006番地 1	社会福祉法人欣 生会	志布志市有明町 野井倉2006番地 1	山本 謙二	平成30年 12月1日	訪問介護
まどか訪問看護 ステーション	南九州市川辺町 下山田1837番地	有限会社まどか 訪問看護ステー ション	南九州市川辺町 下山田1837番地	中崎真理子	平成30年 12月31日	訪問看護

### 鹿児島県告示第1128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	サービ スの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問看護ステー ションウイング	始良市東餅田 1442-1	リハケアウイン グ株式会社	曾於市末吉町深 川2459番地4	野田 秀明	平成30年 12月1日	訪問看護
訪問看護ステー ションにしきえ	始良市加治木町 木田1139番地	特定非営利活動 法人ケアネット あいら	始良市加治木町 木田1133番地	杉田 文彦	平成30年 12月1日	訪問看護
瀬戸内町へき地 診療所	大島郡瀬戸内町 古仁屋瀬久井西	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町 古仁屋船津23番	鎌田 愛人	平成30年 12月1日	訪問看護

	13番地2		地			
瀬戸内町へき地診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地	鎌田 愛人	平成30年12月1日	訪問リハビリテーション
瀬戸内町へき地診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地	鎌田 愛人	平成30年12月1日	居宅療養管理指導
アズールマテリア. SO	曾於市末吉町上町四丁目7-5	株式会社碧のてらす	宮崎県都城市南横市町4396-7	長田 泰平	平成30年12月7日	福祉用具貸与
アズールマテリア. SO	曾於市末吉町上町四丁目7-5	株式会社碧のてらす	宮崎県都城市南横市町4396-7	長田 泰平	平成30年12月7日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第1129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

施 設		介護医療院の開設者			許可年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
加治木温泉病院 介護医療院	姶良市加治木町木田4714番地	医療法人玉昌会	鹿児島市堀江町5番1号	高田 昌実	平成30年12月1日	介護医療院サービス

鹿児島県告示第1130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
みつば薬局	霧島市隼人町姫城三丁目174-1	高島 新一			平成30年10月31日	介護予防居宅療養管理指導
まどか訪問看護ステーション	南九州市川辺町下山田1837番地	有限会社まどか訪問看護ステーション	南九州市川辺町下山田1837番地	中崎真理子	平成30年12月31日	介護予防訪問看護
養護老人ホームあけぼの園	志布志市松山町泰野3721番地	社会福祉法人きりたけ福祉会	志布志市松山町泰野3721番地	下平 晴行	平成30年12月31日	介護予防特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第1131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションウイング	始良市東餅田1442-1	リハケアウイング株式会社	曾於市末吉町深川2459番地4	野田 秀明	平成30年12月1日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションにしきえ	始良市加治木町木田1139番地	特定非営利活動法人ケアネットあいら	始良市加治木町木田1133番地	杉田 文彦	平成30年12月1日	介護予防訪問看護
瀬戸内町へき地診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地	鎌田 愛人	平成30年12月1日	介護予防訪問看護
瀬戸内町へき地診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地	鎌田 愛人	平成30年12月1日	介護予防訪問リハビリテーション
瀬戸内町へき地診療所	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	瀬戸内町	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地	鎌田 愛人	平成30年12月1日	介護予防居宅療養管理指導
アズールマテリア. SO	曾於市末吉町上町四丁目7-5	株式会社碧のてらす	宮崎県都城市南横市町4396-7	長田 泰平	平成30年12月7日	介護予防福祉用具貸与
アズールマテリア. SO	曾於市末吉町上町四丁目7-5	株式会社碧のてらす	宮崎県都城市南横市町4396-7	長田 泰平	平成30年12月7日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第1132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年12月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	226号	指宿市山川成川字柿木迫3260番地先から同市十二町字尻垂3516番4地先まで	前後	9.7~78.0 9.7~78.0	4,140.0 4,140.0

鹿児島県告示第1133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年12月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-------	-----	---------	---------

国道	226号	指宿市山川成川字柿木迫3260番地先から同市十二町 字尻垂3516番4地先まで	平成30年 12月21日
----	------	--	-----------------

## 鹿児島県告示第1134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年12月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	389号	出水郡長島町山門野字壺番割4957番22地先から同町山門野字墓之元4846番地先まで	前	9.6～31.6	745.8
			前	11.9～62.4	703.3
			後	11.9～62.4	703.3

## 鹿児島県告示第1135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年12月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	389号	出水郡長島町山門野字壺番割4957番22地先から同町山門野字墓之元4846番地先まで	平成30年 12月21日

## 鹿児島県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年12月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	長島宮之浦港線	出水郡長島町平尾字曲田337番7地先から同町浦底字水ノ元591番2地先まで	前	6.0～20.5	915.7
			後	5.4～20.5	915.7
			後	10.4～30.2	916.3

## 鹿児島県告示第1137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年12月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	長島宮之浦港線	出水郡長島町平尾字曲田337番7地先から同町浦底字水ノ元591番2地先まで	平成30年12月21日

## 始良・伊佐地域振興局告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年12月21日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートハウス オレンジの里国分	霧島市国分福島 三丁目6番3号	社会福祉法人た ちばな会	霧島市福山町福 山838番地	松下 兼介	平成30年 11月1日	短期入所 ・共同生 活援助

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第29号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年12月21日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表210の項中「医療法人永光会栗野病院」を「医療法人永光会あいらの森ホスピタル」に改める。

## 正 誤

平成30年11月27日付け鹿児島県公報第3472号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	2	訂正箇所	下から	誤	LifeKeepers訪問介護事業所
			7行目	正	LifeKeepers 訪問介護事業所
3	2	訂正箇所	下から	誤	LifeKeepers訪問看護ステーション
			4行目	正	LifeKeepers 訪問看護ステーション
	12行目	誤	LifeKeepers訪問看護ステーション		
		正	LifeKeepers 訪問看護ステーション		